

◎新潟県告示第895号

漁業法（昭和24年法律第267号）第129条第3項の規定により、第5種共同漁業権遊漁規則の変更を次のとおり認可した。

平成30年8月17日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 漁業権者の名称及び住所
中魚沼漁業協同組合
十日町市干溝1508番地
- 2 漁業権の免許番号
内共第12号
- 3 変更の内容

次の表の変更前の欄中下線が引かれた部分を同表の変更後の欄中下線が引かれた部分に改める。

変更後	変更前
(遊漁料の額及び納付の方法) 第7条 遊漁料の額は次のとおりとする。ただし第1号の場合において <u>遊漁者が小中学生以下は無料、肢体不自由者のときは同号に掲げる額の2分の1に相当する額とし、次項但書に指定する方法により納付するときは1,000円を加算した額とする。</u>	(遊漁料の額及び納付の方法) 第7条 遊漁料の額は次のとおりとする。ただし第1号の場合において <u>遊漁者が未就学の幼児のときは無料、小中学校生徒又は肢体不自由者のときは同号に掲げる額の2分の1に相当する額とし、次項但書に指定する方法により納付するときは1,000円を加算した額とする。</u>

- 4 変更後の遊漁規則の施行日
平成30年8月7日